

報道関係 各位

田辺市税務課
課長 竹中 孝雄

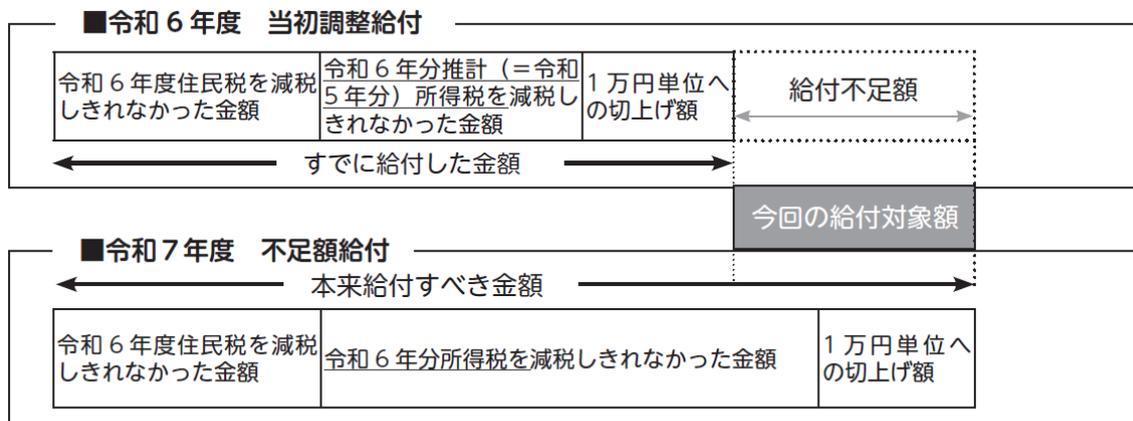
令和7年度田辺市定額減税補足給付金（不足額給付）について

令和7年度田辺市定額減税補足給付金（不足額給付）は、定額減税や令和6年度に実施した田辺市定額減税調整給付金（当初調整給付）において、本来受けられるはずだった減税の恩恵を十分に受けられない方に不足分を給付する制度です。

つきましては、申請に係る手続き等について、報道方よろしくお願します。

■不足額給付Ⅰ

令和6年度に実施した定額減税と田辺市定額減税調整給付金の額の不足分が支給されます。



【支給額】

令和6年度「当初調整給付金」と、令和7年度「不足額給付時の調整給付額」との差額

■不足額給付Ⅱ

次のすべてに該当する方は、一律の金額が支給されます。

- ①令和6年分所得税、令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税及び田辺市定額減税調整給付金の対象外である方
- ②青色事業専従者・事業専従者（白色）の方や、令和5年中および令和6年中の合計所得金額が48万円超等により「扶養親族（税制度上）」の対象外となる方。
- ③「扶養親族（税制度上）」から外れており、扶養親族等として定額減税及び田辺市定額減税調整給付金の対象外である方
- ④下記の低所得者世帯向け給付の対象となる世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方
 - ・令和5年度非課税世帯への給付（7万円）
 - ・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
 - ・令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）

【支給額】

原則4万円 ※令和6年1月1日時点で国外に居住している方は3万円

■申請方法

対象者には9月1日に確認書等の書類を発送します。10月31日（消印）までに確認書等の必要書類を返送するか、二次元コードから申請してください。申請後、記載事項や提出書類に不備等がなければ1か月程度で指定口座へ振り込む予定です。

※なお、市で口座確認ができる方は、支給内容のお知らせを送付しますので、申請等の手続きは必要あり

ません。

- 問合せ先
- ◇田辺市定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター
電話番号 0120-398-072
受付時間 午前8時30分から午後8時まで（日・祝日を除く）
開設期間 令和7年10月31日（金）まで
 - ◇田辺市定額減税補足給付金（不足額給付）事務局（本庁舎3階 税務課内）
電話番号 0739-26-9920
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

■連絡先

税務課市民税係

担当 森下

内 線 2811、2812

電話番号 0739-26-9920